

令和5年8月10日

会社名 株式会社ネクシィーズグループ
本店所在地 東京都渋谷区桜丘町20番4号
代表者 代表取締役社長 近藤太香巳
上場取引所 証券コード 4346 東証プライム
問い合わせ先 責任者役職名 専務取締役管理本部長
氏名 松井康弘
電話番号 (03) 5459-7444

各位

プライム市場上場維持に向けた適合計画の進捗状況及び スタンダード市場上場の選択申請の決定に関するお知らせ

当社は、令和3年12月24日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」及び令和4年12月22日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」（以下、「適合計画書」）を公表し、プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取り組みを進めてまいりました。

令和5年4月1日施行の株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、改めてスタンダード市場への上場が選択可能となったことから、検討した結果、本日開催の取締役会において、現在の「プライム市場」から「スタンダード市場」へ市場区分を変更する選択申請をすることを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 移行する理由

当社は令和4年9月期に黒字転換を果たし、今後の事業拡大に向けて「中期経営計画 2023-2025」を策定し、「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載のとおり、流通時価総額基準の達成については、令和6年9月期の計画目標を達成し、かつ平成29年9月期～令和元年9月期（コロナ前、赤字期を除く）の期末PERの平均14.91倍になった場合の想定株価に基づき、流通時価総額が達成されることを前提としてプライム市場への適合に向けて取り組んでまいりました。

一方で、業績は拡大・回復基調にあるものの、流通時価総額の達成は株価を伴うものであることから、当社の取り組みだけでなく外部環境の不確定要素も伴うものであり、状況によって期間内に上場維持基準を達成できない可能性があります。

今般の取引所の規則改正に伴い、上場維持基準を充たせないまま「プライム市場」の上場を続けた場合は、経過措置期間終了後に上場廃止となるリスクがあります。このような状況を考慮すると、現時点では「スタンダード市場」を選択し、株主の皆様が安心して当社株式を保有、売買できる環境を確実に確保しておくことが最善であると判断いたしました。

2. スタンダード市場及びプライム市場の上場維持基準の適合状況

当社は、スタンダード市場の上場維持基準について、下表のとおり適合していることを確認しております。

	株主数 (人)	流通 株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株 式比率 (%)	1日平均売 買代金 (億円)	月平均 売買高 (単位)	純資産 の額 (億円)
令和3年6月30日 (移行基準日時点) ※1	5,798	59,308	57.5	44.2	—	—	—
令和4年9月30日 (期末日時点) ※1	6,316	72,172	42.9	53.5	—	—	—
令和5年6月30日 (当社算定値) ※2	5,993	80,153	51	59.5	0.26	4,125	12.8
プライム市場 上場維持基準	800	20,000	100	35.0	0.20	—	—
上記の適合状況	適合	適合	不適合	適合	適合	—	—
スタンダード市場 上場維持基準	400	2,000	10	25	—	10	正
上記の適合状況	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合

※1 それぞれ東京証券取引所が令和3年6月30日(移行基準日時点)、令和4年9月30日(期末日時点)で把握している当社の株券等の分布状況等を基に算出を行ったものです。

※2 令和5年3月31日時点の当社の株券等の分布状況等をもとに、当社が東証の算定方法に合わせて算出したものであります。なお、月平均売買高は令和5年1月から令和5年6月までの6ヶ月間の平均で算出しており、純資産の額は令和5年6月30日時点の金額で算出しております。

3. 現在開示している適合計画書について

当社は、プライム市場の上場維持基準への適合に向けて「適合計画書」に沿った取り組みを続けてまいりました。事業計画では令和4年9月期の黒字転換に引き続き令和5年9月期では更なる収益の拡大を計画しておりますが、本日公表の「令和5年9月期 第3四半期決算短信」に記載のとおり、前連結会計年度に比べて大幅な増収増益となり、令和4年11月14日に公表の連結業績予想に対しても業績が堅調に推移しております。

また、IR、PRの強化のため、当第3四半期連結会計期間においてもIR広報部門の人員を更に増員し、決算説明動画や資料の早期化・充実を図っているほか、機関投資家等へのIR活動を強化しております。PRにおいても関係部門を増員し、テレビ番組やSNS等の各種媒体、メディア取材を通じた露出を強化してまいりました。

そのほか、サステナビリティ経営の強化施策として、当社は令和2年に環境大臣より認定された「エコ・ファーストの約束」で掲げた令和7年9月末までにCO2排出削減量150万t目標について、予定を前倒しし、令和5年3月末に達成する事が出来ました。その他、証券化グリーンローンによる資金充当状況およびCO2排出削減効果の進捗公表や、持続可能な社会の実現を目指す環境保全への取り組みを発信する「環境サイト」の公開など取り組み強化と併せて情報開示の充実にも努めてまいりました。

なお、スタンダード市場への上場の選択申請時点で、同市場全ての上場維持基準に適合している状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準にいずれかに適合しない状況とならない限り、「スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画」の開示の必要はありませんが、スタンダード市場上場会社となる以降においても、引き続きプライム市場への変更上場を見据え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

4. スタンダード市場への移行予定日（東京証券取引所による）
令和5年10月20日

以上